

# 公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 精度管理委員会規程

## (総則)

第1条 公益社団法人埼玉県臨床検査技師会の精度管理委員会（以下「委員会」という。）は定款及び組織運営規程によるほか、この規程の定めるところによる。

## (目的)

第2条 精度管理事業を通じて地域保健医療の向上に寄与するものとする。

## (事業)

第3条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 埼玉県医師会から委託される臨床検査精度管理事業
- (2) 埼玉県医師会から委託される衛生検査所ブラインド調査
- (3) 精度管理に関する講習会の企画、講師の派遣
- (4) 精度管理に関するその他の事業

## (組織)

第4条 委員会は担当理事、臨床化学・血液・血清・輸血・一般・微生物・生理・病理・細胞検査部門の代表及びその他若干名で組織する。

- 2 委員は学術部が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 4 委員会は部門ごとに解析実務担当委員を置くことができる。
- 5 解析実務担当委員の選任は委員会が行い、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

## (招集)

第5条 委員会は、随時委員長が招集する。

## (任期)

第6条 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (守秘義務)

第7条 精度管理委員及び解析実務担当委員は、精度管理業務により知り得た情報は一切口外しない。特にブラインド調査は最小限の人数で企画・運営を行い結果については、会長への報告以外は委託元への返却のみとする。

## (規程の改廃等)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第9条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。